

盛岡広域振興局長告示第78号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成26年10月24日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 名称 八幡平市三ツ森特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市市内の東北自動車道と農道との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南東に進み市道植立水沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道いこいの村線との交点に至り、同点から同市道を南へ進み市道水沢線との交点に至り、同点から同市道を西へ進みさらに南東に進み国有林岩手北部管理署1516林班と1517林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西へ進み国有林岩手北部森林管理署1516林班、1519林班と1521林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み国有林岩手北部森林管理署1519林班と1520林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み農道との交点に至り、同点から同農道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 紫波町神田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町市内の一般県道佐比内彦部線と町道野上黒森線との交点を起点とし、起点から一般県道佐比内彦部線を南東に進み町道赤森線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道平田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道飯豊田宇南田1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道柿ノ木宇南田線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道野上黒森線との交点に至り、同点から同町道を北東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器